

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成28年2月18日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 釧路地方裁判所5階第1会議室

出席者 司会者 登石郁朗（釧路地方裁判所長）

法曹出席者 三輪篤志（釧路地方裁判所刑事部総括判事）

伊藤梨奈（釧路地方検察庁検事）

高畑哲也（釧路弁護士会弁護士）

裁判員等経験者 6人

報道機関出席者

釧路新聞

北海道新聞 合計2人

裁判員経験者の紹介

庶務（石田総務課長）

お越しいただいております裁判員等経験者の皆様をご紹介します。

1番の方は、強盗致傷等の事件を御担当され、判決は懲役5年でした。

2番から4番の方は、いずれも現住建造物等放火等の事件を御担当され、判決は懲役5年でした。

5番の方は、現住建造物等放火の事件を御担当され、判決は懲役3年、執行猶予5年でした。

6番の方は、現住建造物等放火の事件を御担当され、判決は懲役8年でした。

なお、1番と5番の方は補充裁判員を御担当されました。

司会挨拶

司会者（登石所長）

本日はお忙しい中お集まりいただき本当にありがとうございます。私も昨年の2月まで東京、大阪で裁判員制度が始まった当初から裁判員裁判を担当しておりました。今回このようなお話をお聞きする機会があり、大変嬉しく思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

法曹三者の紹介及び挨拶

伊藤検察官

私は昨年度は東京地検で、本年度からは釧路地検で計2年間検察官として勤務をしております。裁判員裁判は五、六件を担当したところで、さほど経験しているわけではございません。ただ、裁判員裁判におけるわかりやすい主張、立証のあり方については、検察庁内でも議論しているところであり、その方法についても、毎年様変わりしている状況にありますので、裁判員及び補充裁判員としてご経験された皆様からお話や率直なご意見を伺えるのは大変貴重な機会と思っております。本日はどうぞよろ

しくお願いいたします。

高畑弁護士

これまで私は2件の裁判員裁判を担当しております。まだまだ知識も経験も足りないところで、手探りの状態であります。本日は皆様の忌憚のないご意見をお聞かせいただき、今後の弁護活動の参考にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

三輪裁判官

皆様とは、いずれの裁判員裁判でもご一緒させていただきました。非常に懐かしい思いで、皆様のお顔を拝見して、当時いろいろと話したことが蘇っているところです。本日は、よりよい裁判員裁判の運営のために、色々な観点からご意見を伺わせていただき、今後の参考とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想について

司会者

それではまず、少し時間が経っていますが、裁判員裁判に参加されての現在における御感想や御意見をお聞かせいただきたいと思います。

1番

補充裁判員に選任される前にテレビのドラマで裁判のシーンをよく見ていましたが、裁判員になるとあんなことをやるんだなと思い、実際に経験してみても、ドラマで行っていることとそんなに変わりはないんだなと思いました。裁判所に来て、もっと検察官と弁護士が主張をぶつけ合うのかと思っていましたが、あまり迫力を感じませんでした。

2番

私も刑事もののドラマが好きで、1番の方と同じように見ていましたが、もし、裁判員に選ばれたら積極的に参加しようと思っていました。いろいろな事件の判決で、その事件に関する情報がワイドショーなどの報道で流れるものしかないにしても、もっと重い刑でよいのではないかと思うことがあり、実際に意見を述べられる場に立てたことはよかったと思いました。

3番

裁判員候補者名簿に登録されたとの通知が届いたときは、まさか自分がと思いました。その後、担当した事件について候補者に選ばれたとの通知が届き、選任期日で自分の番号が表示されるまで、まさか選ばれないだろうと思っていましたが、裁判員裁判には参加したいと思っていましたので、よしやってみようと思いを決めました。私が担当した事件では、事実に争いがなく審理がスムーズに進行していきました。被告人や証人に質問をするタイミングがなく、心残りがありますが、流れの中で仕方がない部分なのかなと感じています。裁判員としての職務を終えてみて、もう一度やってみたいと思っています。

4番

一番最初の通知が届いたときは、自分が何かやったのかと思いました。正直、他人事と思っていたので、まさか、本当に次の通知が届くとは思っていませんでしたし、選任期日に来て、自分の番号が表示されるとは思っていませんでした。裁判員を経験してからは、裁判員裁判のニュースが流れると、食い入って見るようになり、また、被告人と被害者の両方の立場で見るようになり、視野が広まったと感じています。よい経験をさせてもらったと思っています。

5番

選任期日ではもっとたくさん的人数の中から選ばれると思っていましたが、思いのほか人数が少なく、選ばれるかとも思っていたら本当に選ばれました。私の場合は補充裁判員ということで安心したのも束の間、補充裁判員でもやることは裁判員と同じでした。裁判員には守秘義務が強調されている印象を持っていて、説明を受けるまでは、裁判員等に選ばれたことを家族にも話してはならないと思っていましたが、そのようなことではないことがわかりました。主婦が法廷の空気を経験できるのは貴重であり、裁判員裁判のニュースが流れれば、私もあの場所に座っていたのだなと思って見るようになりました。

6番

裁判員裁判が始まったときはニュースでも話題になっていましたが、まさか自分が選ばれることはないだろうと思っていました。最初に通知が届いた時もまさかとは思いましたが、期限ぎりぎりの11月に選任期日の通知が届き、折角なので、選ばれたらやってみようと思っていました。私が担当した事件は否認事件で、審理期間は7日間であり、長いと感じましたが、苦痛ではありませんでした。

伊藤検察官

守秘義務の話がありましたが、審理期間中または審理を終えてから、経験談として、ご家族や周囲にはどのような話をしましたか。

2番

家で話をしました。裁判員の突拍子のない意見でも裁判長が上手くまとめてくれ、質問の仕方もアドバイスもしてくれるので、被告人にも証人にも質問ができたということ話をしました。

4番

どこまで話してよいのかわかりませんでしたが、新聞に記事が出ており、傍聴人がいる中でされた話は話してよいというのがわかりました。会社の人にも選ばれることがあれば、積極的に参加すると良い経験になるのではないかという話をしました。ただ、自分が担当した事件は殺人事件ではなく、悲惨な映像を見ることはありませんでしたが、夜眠れませんでした。もし、殺人事件での映像を見たらどうなるのだろうと思ひ、そのことも会社の人には話しました。

選任手続について

司会者

それではまず、選任手続に関してお聞きしていきたいと思います。釧路地方裁判所管内は道東の非常に広い範囲を管轄としており、遠方からお越しの方の負担を考え、基本的には選任期日と裁判員裁判を同じ週に行っていますが、特に審理が長期に及ぶものなどについては、裁判員裁判の前の週に選任期日を行いました。

2番から4番までの方の事件と6番の方の事件では、選任期日を審理の前の週に行い、1番の方の事件と5番の方の事件では選任期日の翌日から審理を行いました。仕事や家庭などの都合をつける上で、それぞれのやり方でよかった点や悪かった点はあるか、どちらのやり方がよいと思うか、みなさんのご事情に照らしてお聞かせいただきたいと思います。

4番

釧路市以外からの参加となると大荷物になります。選任されるかどうか分からないまま大荷物になり、自分は選任期日と審理との間に期間があつてよかったと思っています。会社にも選任されたことを伝えて、仕事も整理した上で来ることができました。

2番

同一週での審理となると、5日間休暇を取得して選任期日に来ることになりますが、選ばれなかったときは、残りの4日間はどうすればよいのかという問題が残ると思います。有給休暇になるかもしれません。仕事があればよいが、仕事がなければ収入にも影響するかもしれません。また、自分達の事件で選ばれた裁判員の人たちは、選任期日と審理との間に期間があつたから誰もホテルの予約をしていませんでしたが、選任期日の翌日から審理が始まる場合には、裁判員に選ばれなかった人たちは、ホテルはキャンセルするのか、ホテルの対応はどのようになるのだろうかと思像したことはあります。

司会者

選任期日の翌日に審理が始まった方からのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

5番

私は主婦で仕事をしておりませんが、家に夫を残し、1週間分の食事の支度となり大変でした。ほかに趣味の関係で発起人となっているイベントがあつたり、ボランティア活動をしており、その日のうちにキャンセルの連絡をするのが大変でした。選任期日と審理との間は期間があつた方がよいと思います。

司会者

選任期日と審理との間に期間があると、いろいろと考えてしまい、緊張して大変だったので、早く審理を始めてほしかったという意見をお聞きしたことがありますが、この点についてはいかがでしょうか。

5番

釧路市内からの参加であれば問題ありませんが、釧路市外からの参加となると大変であると思います。私が予約していたホテルは会員なので、キャンセル料が発生しませんが、そうでなければホテルの予約などが大変であると思います。

1 番

私は釧路市内在住なので続けて行っても問題ありませんが、同じ事件で裁判員を担当した釧路市外に在住している方は、裁判所は何も気を遣ってくれない、1週間分の着替えを用意するようにも言われていないし、ホテルの予約もされていない、人を呼んでおいて、冷たい対応であるし、裁判所は詰めが甘いと述べていました。

司会者

選任の手續について何か感じられたことはございませんか。

2 番

帯広で発生した事件で、8人中6人が帯広の裁判員または補充裁判員でした。帯広の人間が帯広の事件の担当となってしまう、事件が発生した場所の話題にもなってしまいました。帯広で発生した事件には釧路の人を選任する、釧路で発生した事件には帯広の人を選任するというように実施する方法もあると思います。

三輪裁判官

選任期日に続いて審理を行うか、期間を空けるかについては、裁判所も検討しているところです。選任期日の翌日から審理を開始することがよく伝わっていないのではないかと趣旨のご意見がありましたが、この点の周知については、改善すべき点がないのか検討していきたいと思います。

当事者の主張について

司会者

次に審理の内容についてお聞きしたいと思います。まずは、当事者の主張についてですが、検察官と弁護人から冒頭陳述、論告と弁論が行われました。これについて、意図、内容が分かりにくかったことはないでしょうか。方法について改善した方がよいと思われたことはあったでしょうか。

3 番

裁判などは普段接するものではなく、内容や流れが分からない中で、裁判員裁判以外の審理との違いは分かりませんが、裁判官、検察官、弁護人とも分かりやすくやってくれていると思いました。用意された書類を見ても分かりやすい内容であり、話も聞き入ることができました。

6 番

検察官は淡々としており、まとまっていて分かりやすかったです。弁護人は、検察官に比べてあまりまとまっておらず、話を聞いていて何を言いたいのか分かりませんでした。事件と関係のなさそうな話を聞いて質問を終わらせて、結局、何の目的で聞いていたのか分かりませんでした。

司会者

論告や弁論で書面を配布して行う場合、逆に口頭で主張した後に書面を配布する場合などがあつたと思いますが、この点での感想はございませんか。

1 番

私が担当した事件では、口頭で主張した後に書面が配布されたと思いますが、最初に書面をもらうと、先入観が入ってしまい、意見もそれに固まってしまうのではないかと思います。

5 番

弁護人がモニターを使って説明を行っていましたが、事件そのものより何か回りくどい説明であり、裁判員の間では弁護人の説明がちょっと分かりづらかったという話ではしていました。

伊藤検察官

検察官は、冒頭陳述において、検察官としてはこの事件はこのような内容の事件であると思つていますといった説明をしますが、現在のところ、1、2枚の書面を配布し、それをそのまま読むのではなく、多少の情報を加えながら口頭で説明するようにしています。検察庁では、書面に記載している情報が多いのか少ないのかという議論があり、検察官としては、事件の内容を詳しく説明した方が分かりやすいのではないかという考えで記載していますが、一方で、初めて事件の内容に接する方からすると、情報が多すぎて逆によく分からないという意見もあるところです。配布している書面の情報量について何か感じていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

2 番

自分たちの事件のものはすごく分かりやすく、端的にまとめられていたと思います。話を聞いていて自分で書き足す必要がなく、検察官の主張が理解できました。私はA4の用紙1枚で適量であつたと思います。

3 番

私はもう少し情報が書いてあつてもよかつたと思います。後から見返しても分かりやすいし、聞き損うこともあるので、メモを取らなくてもよい程度に記載がある方がよかつたと思います。

証拠調べについて（人証）

司会者

それでは次の話題に移りたいと思います。現場の写真や凶面などの証拠を見たり、検察官が供述調書を朗読したり、証人や被告人の話を直接聞いたりしたと思います。それらの分かりやすさや、長時間聞くことの負担などについて、裁判官から実際の審理の状況を紹介しながらお聞きしたいと思います。

三輪裁判官

1 番の方から 5 番の方までの事件では事実関係に争いのない事件でしたが、1 番の方の事件では、被害者となつた警備員 2 名に法廷に来てもらつて直接話を聞きました。2 番の方から 5 番の方までの事件は、両方とも放火事件で、しかも犯行に至るまで

に交際相手や元交際相手とのトラブルがあった上での事件でしたが、それら交際相手等に法廷に来てもらって直接話を聞きました。一方で被害者の方が捜査官に話した内容をまとめた供述調書を法廷で読み上げるという方法もあり得るのですが、法廷に来てもらって話を聞くことができよかつたのか、供述調書の読み上げだけで十分だったのかについてご意見をお聞かせいただきたいと思います。

3番

自分の事件では、法廷に証人が来て直接話を聞きました。事前にと調べがされていると思いますが、実際に法廷で話を聞くと新たな話が結構出てきて、事前にとり調べをしているのに、こんなことも聞けてなかつたのかという内容のものもありました。証人が法廷に来ずに進めていたら、そのような内容も聞けずに審理が進行したと思うと、直接話を聞くことが大事であると思います。

2番

自分達の事件では、証人が退席してから被告人の話を聞きましたが、その後にと証人の話をもう一度聞きたかつたのですが、証人に質問する機会がありませんでした。そうであれば、最初に裁判員が被告人に聞いてから証人に質問をする流れでもよかつたのかと思います。証人に話を聞きたかつてもその機会がないという状態であつたと思います。

4番

私も2番の方と同じことを思いました。

5番

証人の話を直接聞いて、犯行時の被告人の心理状態、生活状況、家族関係がより深く掘り下げて理解することができてよかつたと思いました。

1番

検察官の批判ではありませんが、裁判員の間では、検察官の人つてどうしてあんなに冷たい言い方になるのだろうかという話題になりました。言葉足らずなのか、証人が少ないからあのような言い方になるのかという話題にもなりました。被告人の生い立ちの過程でなぜ犯行に至つたのかということを知り得たら、もう少し検察官の発言に温情が出たのかなと思いました。

三輪裁判官

6番の方の事件は否認事件であり、弁護人も証人が話した内容自体を問題視していたことから、証人尋問を行うことになつたのですが、検察官や弁護人の質問によって、どの点が判断のポイントであるとか、証拠の中身が理解できたかとか、その点のご感想をお聞かせいただきたいと思います。

6番

評議でこの点はどうなんだろうという話がでてきたときに、証人にもう1度話を聞きたいことが出てきても、もう証人に話を聞くことができないというのはどうかと感じました。自分の事件は放火事件で、証拠で写真がありました、部屋の中の写真が

不鮮明で、暗かったりしたので、もっと工夫できないのかと思いました。

三輪裁判官

写真の分かりにくさの話が出ましたが、ほかの皆さんも証人の話を聞く前に現場の写真をご覧いただいたと思います。書面や図面の取り調べで分かりやすかった、分かりづらかった、あるいは時間が長かったなどのご意見はないでしょうか。

5番

警察官の取調べの様子のでDVDが流れましたが、警察官の負担になるのではないかなという感じを受けましたが、やはり、必要なのでしょうか。

三輪裁判官

取調べが適切に行われていたかどうかを事後的に検証をする目的で活用されることがありますが、5番の方の事件では、被告人が逮捕された直後の様子や精神状態を見るために、弁護人からの請求によって取調べを行ったものになります。

検察官や弁護人から証人や被告人に対して質問をする場面があったと思います。質問の意図や内容が分かりやすかったかどうか、内容以前に質問の仕方、例えば声の大きさや態度はどうであったかなどについて、よかったと思われる点、改善した方がよいと思われる点について、お聞かせいただきたいと思います。

4番

質問は分かりやすかったのですが、被告人質問における検察官の態度や話し方が冷たく感じました。

3番

自分達が質問していく中で新たにわかった情報が結構あったので、なぜ検察官や弁護人が聞くことができないのかと思いました。質問をしていく中で横道に逸れていくことがありましたので、もっと、ほかに聞くことがあるのではないかと感じました。

1番

裁判員からの質問が行いづらかったです。もう少し時間と回数があってもよいと感じました。

5番

私たちの事件では、評議において、裁判長がみんなの意見を引き出してくれ、その上で質問する内容をまとめたので、私はよかったと思っています。

評議について

司会者

続いて、法廷での審理が終わりますと、いよいよ判決に向けての評議が本格的に始まります。自分の意見を十分に言うことができたか、評議の進め方や雰囲気はどうであったかについてお聞かせいただきたいと思います。

3番

評議の時間は1日一杯あり、やはりもっと被告人や証人の話を聞きたかったなという思いを感じながら評議に参加していました。裁判官の話を聞いて結論は出せ、評議

の時間も十分ありましたが、もっと材料が欲しかったし、もっと話し合いがしたかったと思っています。

4番

最初にスケジュール表をもらって、こんなに評議をするのかという印象を持ちましたが、何度か評議をしていくうちに、逆に時間が足りるのかなと思うようになりました。裁判長が裁判員の納得を得ながら上手に評議を進めながらまとめたので、私としては納得のいく結論が出せたと思っています。

6番

私の事件は否認事件であったので、評議での議論は長かったと思います。裁判員の中でもたくさん話す人もいれば話さない人もいるなかで、裁判長がひとりひとりに意見を聞きながらまとめていたのが分かりやすかったと思います。

1番

裁判長の意見に引きずられていく感じがして、裁判長は自分の意見に誘導するのが上手だなと感じました。

2番

評議の時間は足りなくなるのではないかと感じました。休憩時間で裁判官が不在のなかでも裁判員だけで評議みたいなことを続けていたこともありました。自分らの事件では評議における結論はきちんとまとめられていたと思います。

司会者

検察官の論告、求刑は、最後の評議をする上で評議のしやすさに影響はあったかについてお聞かせいただきたいと思います。

5番

検察官の論告、求刑が分かりづらかったなどの問題は感じませんでした。

司会者

評議を充実させるには、弁護人の弁論も重要になってくるとは思いますが、弁護人の弁論はどうでしたか。

5番

私の事件では被告人が事実を認めていましたので、特に問題を感じませんでした。評議では、裁判長がホワイトボードにメモをしながらまとめ、内容の濃い評議であったと思います。

司会者

評議を行う上で、もう少し改善した方がよいと感じた点はなかったでしょうか。

3番

もう終わってしまったかと感じました。結論を出すにあたり、もっと話し合いがしたかったと感じています。

4番

もう少し時間があってもよいと思いますが、自白事件でもあったので、結論は変わ

らなかったかなとも思っています。

6番

長ければよいというものでもないと思いますし、7日間という審理期間が長く、全員の意見が出尽くしたところで評議を終えられたと思っています。

5番

特に話しにくいこともなく、議論も白熱し、充実した評議ができたと思います。

守秘義務について

司会者

続きまして、守秘義務について何かご感想をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お聞かせいただきたいと思っています。

5番

国民に対し、守秘義務の趣旨が上手く伝わっていないと思います。多くの方は、裁判員に選ばれたこと自体を話してはならないと誤解していると思います。私も裁判員に選ばれるまでは、裁判員をやったこと自体話してはならないと思っていました。周囲の人に裁判員をやったことを話すと、話してもよいのかと驚かれることが多かったです。

これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者

最後になりますが、これまでの裁判員等の御経験をふまえて、これから裁判員になられる方へメッセージをお願いしたいと思います。

2番

裁判員にはいろいろな立場の人がいると思いますが、自分の意見は自分の意見として発言してみないと始まらないと感じました。発言しない、被告人にも質問をしないでいると、後でしこりになって残るし、選ばれたからには一生懸命聞いて、一生懸命考えればよいと思います。

3番

裁判などは普段の生活で関わることはないのですが、被告人の人生を決める責任感、緊張感がありますが、裁判官も職員の方も気を遣ってくれました。裁判員を経験してからは、ニュースの見方も変わるし、裁判員裁判のニュースを見て自分ならどうするか考えてしまいます。もう一度選ばれてもよいと思っています。

6番

裁判員に選ばれたら、自分の意見を発言することが大切であると思います。被告人の人生を決める立場にあるので、自分の意見を内に秘め、もやもやしたまま終わらせるのが一番よくないと思います。評議においては発言をためらわず、法廷でも被告人や証人に質問をするなど、積極的な姿勢で参加するべきだと思います。

法曹三者から

司会者

どうもありがとうございました。最後に法曹三者から一言ずつお願いします。

伊藤検察官

私は今まで、裁判の時間が長かったり、配布する書類が多いと、裁判員の方々の負担になるという観点から、主張、立証のあり方を考えていました。本日皆さんのお話をお聞かせいただいたところ、かえってもっと知りたかったという話が多く、皆さん興味を持って取り組んでいただいたのだと、主張、立証のあり方への認識が変わった部分もありました。また、証人尋問や被告人質問の際、検察官の話し方が冷たい感じがするという話がありましたが、率直なご感想なのだと思います。検察官として相応しい態度で裁判に参加しようとして意識していますが、もしかすると、知らず知らずの内に一般の方から見るとそのように受け取られかねない状態になってしまっている部分もあったのではないかと、自分を振り返ってみて考えるところもありました。これらのことを今後の裁判に活かしていこうと思いました。本日はどうもありがとうございました。

高畑弁護士

本日の意見交換会を通じて、裁判員の方が真剣に取り組んでおられるのがよくわかりました。皆さんが真剣な姿勢に込められるような弁護活動を今後も続けていきたいと思っています。本日はどうもありがとうございました。

三輪裁判官

本日参加していただいた皆さんには、審理、評議において知恵を絞っていただき、この意見交換会にも時間を割いて参加いただき、感謝いたします。守秘義務の範囲など、国民に伝わっていない部分が認識できましたので、どのように周知していくべきであるか検討しなければならないと感じています。本日いただいた意見を参考にして、より良い裁判員裁判の運営に努めてまいりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

記者からの質問

北海道新聞

裁判員裁判は、国民の感覚を反映させる目的で始まったと認識していますが、自分達の意見が反映されていると実感できたことがあればお聞かせいただけないでしょうか。

4番

評議において、量刑検索システムで過去の同様の事例を調べたりしました。調査した内容について前例がなく、このような場合には、前例がない以上できないというような意見を述べがちであると思いますが、前例のないことでも評議の中で意見を述べ合い、話し合うことができたのはよかったと思っています。

2番

評議において意見が擦り合わないときに、自分の意見を述べました。過去のデータもありましたが、自分らは自分らの一般市民としての感覚として意見を述べることが

でき、少しは自分らの意見も反映されたのではないかと感じています。